

仕 様 書

京都市建設局伏見土木みどり事務所

(担当：木谷、杉左近 075-611-5371)

件名	ベンチ座板修繕（菱川第二公園）
内容	<p>1 業務の目的 破損したベンチを修繕し、公園利用者の安全確保の回復を図る。</p> <p>2 履行期限 契約締結の日から令和8年7月29日限り</p> <p>3 履行場所 伏見区羽束師菱川町 地内</p> <p>4 内容 ・ベンチ座板修繕 2基 ※既存の座板を撤去し、新しい座板を取り付ける ※座板：ヒノキ 1300×135×90（防腐加工済み）を1基につき、2枚使用すること ※座板は既存の脚部分からステンコーチボルトにて取り付けること</p> <p>・現場状況については、写真では分かりづらいところがあるので、現場確認のうえの見積の提出をお願いします。</p> <p>・事前に伏見土木みどり事務所職員と施工時期、施工範囲及び施工方法について打ち合わせのうえ、業務にあたるものとする。</p> <p>・作業に必要な機材については、受託者が自ら用意したものをを用いること。</p> <p>・撤去品は適正に処分すること。</p> <p>・業務完了後、速やかに作業完了報告書を作成し、作業前後の現況写真とともに提出すること。</p> <p>5 支払条件 業務完了後、適切に業務が履行されていることを確認のうえ、本業務に係る経費を支払う。</p> <p>6 留意事項 ・作業の際には、実施現場内またはその隣接敷地もしくは付近道路において、工作物に損傷がないよう十分注意すること。与えた損害については、受注者の責任にて対応すること。</p> <p>・作業員には、清潔で安全な服装をさせ、受託者の職員であることを示すものを着用すること。</p> <p>・当該箇所近隣の関係者との間で問題が生じないよう留意するとともに、安全の確保に十分留意すること。</p> <p>・本業務は、公共性が高いものであり、市民への対応（言葉遣い等）に配慮すること。</p> <p>・作業中、近隣住民からの要望、通行車両等からの苦情、事故の発生等があった場合は、速やかに監督職員に連絡しその指示に従うこと。</p> <p>・平日の午前9時から午後5時の間に作業を行うこと。</p> <p>・作業実施者にかかる安全管理については、受注者の責任において行うこととする。事故があった場合は、受注者の責任で解決すること。</p>

箇所図

135.718563,34.937845

135.723600,34.937845



135.718563,34.932882

1 / 2500

135.723600,34.932882

注釈1

 業務箇所

現場写真



座板修繕